

口座開設のお申し込みをされるお客様へ

当組合では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に基づき、ご職業・ご利用目的確認のほか、本人確認書類の提示(運転免許証・在留カード等)をお願いしております。

当組合の取引規定等をご理解いただけない場合等、総合的判断の結果、お断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

未利用口座管理手数料の導入について
(2021年10月以降に新たに普通貯金口座および貯蓄貯金口座を開設されるお客さま)

当組合では、長期間ご利用の無い口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービス維持向上の観点から、2021年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座を適用対象（※）として、「未利用口座管理手数料（以下、本手数料）」を新設いたします。

記

適用対象	2021年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座に対して適用します。 （※）2021年9月30日以前に開設された口座に対しては適用しません。
未利用口座となる口座	適用対象のうち、お預入れやお引出し（当該口座のお利息入金や本手数料の引落しを除きます）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。 ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象となりません（本手数料のご負担はございません）。 ・ 貯金残高が10,000円以上の当該口座 ・ 当組合でお借入れがある場合
未利用口座に対するお取扱い	（1） 対象口座のお客さまには、当組合に登録されているご住所に、事前に文書によりご案内いたします。送付した文書が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 （2） （1）のご案内により、口座をご確認いただき、再度ご利用をご検討いただくか、ご利用の予定がない場合はご解約をご検討ください。このご案内を差し上げて、一定期間（約3カ月）を経過しても、ご利用またはご解約がない場合は、 <u>本手数料を引落しさせていただきます。</u> （3） <u>残高不足により、本手数料の引落しができなかった場合は、残高全額を引落し、当該口座を自動的に解約させていただきます。</u> お客さまの口座残高を超えたご負担はございません。 （4） なお、引落としさせていただいた本手数料のご返却、および解約後の当該口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。
未利用口座管理手数料	<u>年間1,320円（税込）</u>
備考	・口座解約した後のお手続きはございません。 ・当座貸越残高がある場合等、お取引の状況によって解約しない場合がございます。

本件に関するお問合せ

連絡先：JAあさか野 金融共済部 金融課

受付時間：9：00～17：00

受付電話番号：048-451-1122